

	排せつ時の介助	1
	物を持ったり、取ったりするときの配慮	1
身体的ケア		1
入浴介助		1
歩行訓練		1
本人の考え		2
	疾患の理解度	1
	病識	1

※1つの回答が複数の内容に該当するケースや、回答内容が不鮮明もしくは不明で集計できないケースがあったため、合計と各セルの値は一致しない。

表 232 今後さらに改善したい配慮の内容 (n=774、複数回答)

	全体		就労移行		就労継続 A 型		就労継続 B 型	
	n	%	n	%	n	%	n	%
回答数	774		126		167		481	
作業時間	31	4.0%	4	3.2%	5	3.0%	22	4.6%
作業場所	72	9.3%	10	7.9%	10	6.0%	52	10.8%
作業内容	136	17.6%	19	15.1%	25	15.0%	92	19.1%
休憩	44	5.7%	12	9.5%	8	4.8%	24	5.0%
通院	44	5.7%	5	4.0%	9	5.4%	30	6.2%
作業の進め方	130	16.8%	18	14.3%	24	14.4%	88	18.3%
コミュニケーション	141	18.2%	22	17.5%	19	11.4%	100	20.8%
その他	116	15.0%	21	16.7%	21	12.6%	74	15.4%

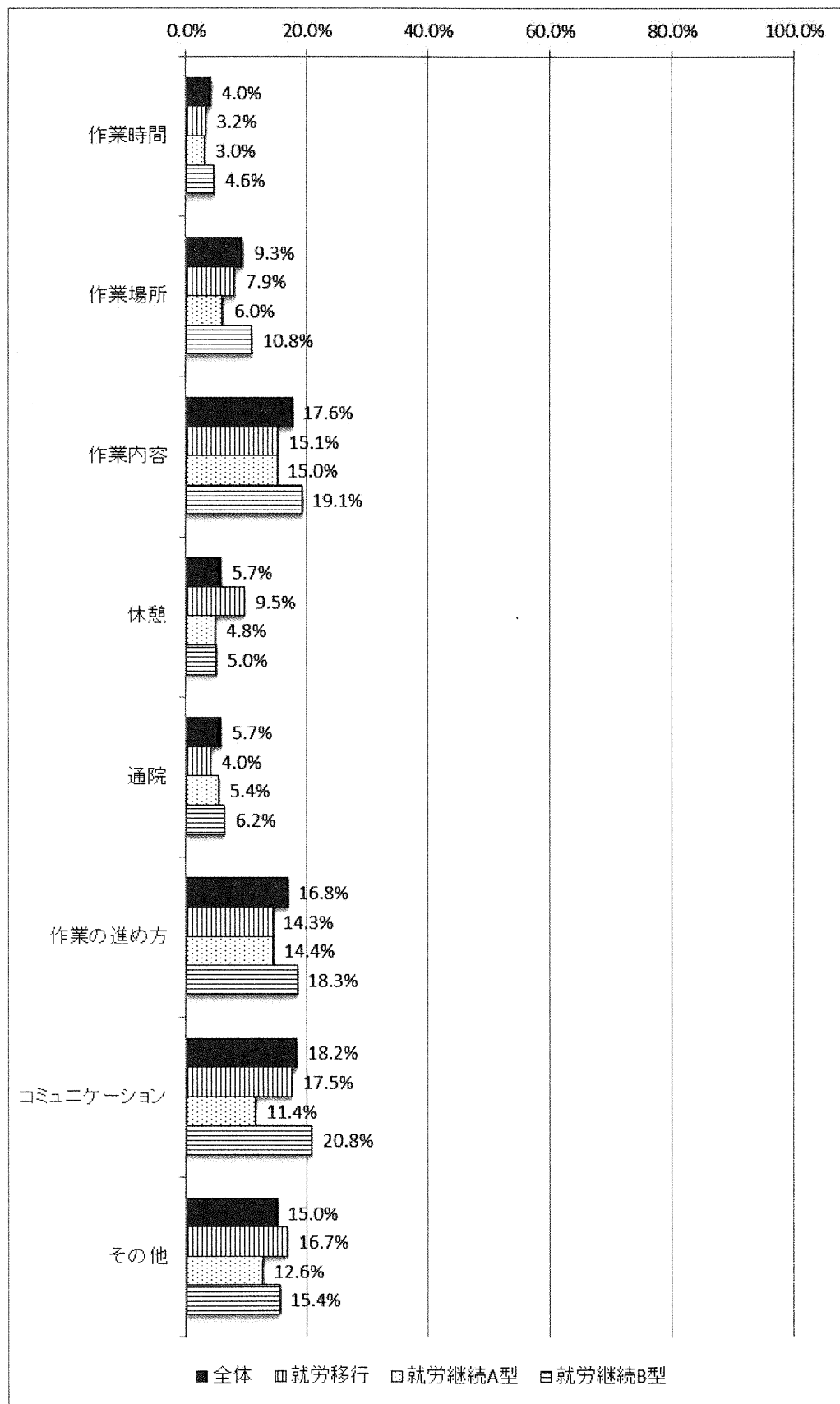


図 18 今後さらに改善したい配慮の内容 (n=774、複数回答)

表 233 【就労移行】難病のある方への配慮で今後さらに改善したいこと・その他の回答 (n=21)

大区分	小区分	n
シフト制の導入		1
移動支援		1
	送迎	1
教育訓練の充実		1
	学習補助具の貸し出し	1
緊急時の対応		1
現状維持		1
作業内容の工夫		1
	PCなどの器具の活用	1
疾患		1
疾患についての理解の増進		1
就労に向けた取り組み		1
設備的体制の整備		5
	バリアフリー化	2
	ドアノブの取り替え	1
	手すりの設置	1
専門的ケアの導入		1
	身体機能訓練	1
他機関との連携		1
	医療機関	1
利用者の希望に応じた対応		2
利用者同士の交流機会の確保		1

※1つの回答が複数の内容に該当するケースや、回答内容が不鮮明もしくは不明で集計できないケースがあったため、合計と各セルの値は一致しない。

表 234 【就労継続 A 型】難病のある方への配慮で今後さらに改善したいこと・その他の回答 (n=21)

大区分	小区分	n
移動支援		2
	通勤支援	1
家族との連携		1
災害対応		1
	避難用救助袋の準備	1
作業内容の工夫		1
	難病のある方が可能な作業の増加	1
事業所内の環境整備		1
疾患		1
疾患についての理解の増進		2
就労に向けた取り組み		1
人的体制の整備		1
	専門員の配置	1
設備的体制の整備		7
	トイレの改善	1
	バリアフリー化	2
	筋力が低下しても働ける支援機器	1
	広い作業スペースの確保	1
	車いす対応のトイレ	1
	駐車スペース	1
他機関との連携		1
	医療機関	1
必要最低限の配慮にとどめる		1
利用者の希望に応じた対応		1

※1つの回答が複数の内容に該当するケースや、回答内容が不鮮明もしくは不明で集計できないケースがあったため、合計と各セルの値は一致しない。

表 235 【就労継続 B 型】難病のある方への配慮で今後さらに改善したいこと・その他の回答 (n=74)

大区分	小区分	n
グループホームへの入所		1
コミュニケーションの支援		1
移動支援		7
	送迎	2
	冬の送迎	1
	導線の確保	1
家族との相談		1
家族との連携		1
見守りの強化		1
現状維持		1
工賃の改善		1
行事への参加		1
作業工程の工夫		1
	休憩	1
作業内容の工夫		6
	難病のある方が可能な作業の増加	3
	在宅での作業	1
	進行した方でもできる器具	1
自由な入浴		1
疾患		2
	体調の変化	1
	知識	1
疾患についての理解の増進		5
	症状が悪化しないための方策	1
主治医の指導		1
症状に応じた対応		1
障害の特性に応じた対応		1
食事の対応		2
	誤嚥	1
	食事内容	1
設備的体制の整備		14
	PC の台数増	1
	PC 作業がしやすくなる福祉機器	1
	休息スペースの確保	1
	広い作業スペースの確保	1
	手すりの設置	4
専門的ケアの導入		2
	リハビリテーション	1
	専門家によるマッサージ	1
専門的な技術訓練		1

他機関との連携		7
	医療機関	4
	保健師	1
	保健所	1
通所日の配慮		1
転倒防止		1
年齢の考慮		1
利用者の希望に応じた対応		6

※1つの回答が複数の内容に該当するケースや、回答内容が不鮮明もしくは不明で集計できないケースがあったため、合計と各セルの値は一致しない。

「医師に向けた難病が障害福祉サービスの対象となることへの意識調査」

分担研究者 中島八十一 国立障害者リハビリテーションセンター

研究要旨

障害者総合支援法により、難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことの周知がどの程度浸透しているか調査した。

対象は中核市A市の医師会会員総数311名であった。有効回答数は127名であり、約4割であった。

その中で、この制度を知る者は回答総数の約2割であった。一方、この制度を知る者と知りたい者を合計すると約2/3になり、改めて周知を図ることにより施策の浸透に役立つと考えられた。

A. 研究目的

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、難病のある人が障害福祉サービスの利用対象となったことを受けて、医師を対象にこの点の周知の現状を知ることにより施策の浸透の度合いを知ることとする。

B. 研究方法

中核市A市の医師会会員311名を対象にして、下記の5項目について往復はがきを用い、郵送で質問の送付と回答を得た。平成26年2月4日から同年2月20日までを調査期間とした。

質問事項は以下の通りである(表1)。

1. 現在の主たる職場はどこでしょうか。
2. 主たる診療科をひとつだけ記入。
3. 障害者総合支援法により、難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことを知るか。
4. (3. で「知る」と回答した者への質問) 実際に障害福祉サービス等の申請のための意見書を書いたことがあるか。
5. (3. で「知らない」と回答した者への質問) 今後、この制度の具体的な内容を知りたいと思うか。

(倫理面への配慮) 今回の調査では個人情報に関する事項はないと考えられるが、個人が特定されるようなデータは公表しない。

C. 研究結果

調査対象者311名に対して回答総数は127名(40.8%)であった。

質問1の主たる職場は診療所97名(76.4%)、病院28名(22.0%)、その他2名(1.6%)であった(図1)。

質問2の主たる診療科は以下のようであった。内科58名(45.7%)、外科・小児科・眼科各8名(6.3%)、耳鼻咽喉科・産婦人科各7名(5.5%)、整形外科・皮膚科各6名(4.7%)、精神科4名(3.1%)、泌尿器科3名(2.4%)、神経内科・脳神経外科・総合診療科・リハビリテーション科各2名(1.6%)、形成外科・麻酔科・予防医療・その他各1名(0.8%)であった(図2)。

質問3の「難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになった」ということを知るとする者は26名(20.5%)、知らないとする者101名(79.5%)であった(図3)。

質問4の質問3. で「知っている」と回答した者26名の中から、実際に意見書を書いたことのある者は15名(57.7%)、ない者は11名(42.3%)であった(図4)。

質問5の質問3. で「知らない」と回答した

者101名の中から、この制度の具体的な内容を知りたいと考える者は61名(60.4%)、関心がないとする者は40名(39.6%)であった(図5)。

以上から、障害者総合支援法により難病等の患者が障害者の定義に含まれることに伴い、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことをすでに知っているか、あるいは知りたいと思う者の合計は86名で回答総数127名の67.7%に上った。また、関心がないとする者40名は回答者総数の31.5%に上った。

D. 考察

回答者の中で障害者総合支援法により難病患者が障害者として福祉サービスの利用ができるようになったことを知る者は20.5%であった。回答数が全会員数の約40%であったことを前提とする考察として、この結果からは周知は十分になされているとは言いがたい。

一方でこの制度を知る者と知りたいと思う者は67.7%であったことから、周知の方法如何によっては関心をもち得る者が全体の3分の2ぐらいを占めることが明らかになり、改めて周知方法を考える必要がある。

関心をもたないとする者が全体の3分の1に上ることから、難病に関係の深い診療科とそうでない診療科での差等、より詳しい調査が待たれる。

E. 結論

障害者総合支援法により難病患者が障害者として福祉サービスの利用ができるようになり、そのために医師の意見書が必要であることについては周知が不十分であり、運用を妨げている可能性が大きい。

この制度に関心をもつ者は3分の2程度あることから、周知の方法を考慮することにより周知を徹底することができ、延いては障害者総合支援法の円滑な運用に役立つと考えられる。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

特になし

表1 アンケートの質問事項

アンケート(以下の4項目の質問にお答えください。)

1 現在の主たる職場はどこでしょうか。(○で囲んで下さい)

診療所 病院 その他

2 主たる診療科をひとつだけ御記入下さい。

_____科

3 障害者総合支援法により、難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことをご存知でしょうか(○で囲んで下さい)

知っている 知らない

4 (3.で「知っている」と回答いただいた方への質問です。)

実際に障害福祉サービス等の申請のための意見書を書いたことがございますでしょうか。

(○で囲んで下さい)

ある ない

5 (3.で「知らない」と回答いただいた方への質問です。)

今後、この制度の具体的な内容を知りたいとお考えでしょうか。(○で囲んで下さい)

知りたい 関心に乏しい

図1 質問1 現在の主たる職場はどこでしょうか(人)

回答総数 127

診療所 97
病院 28
その他 2

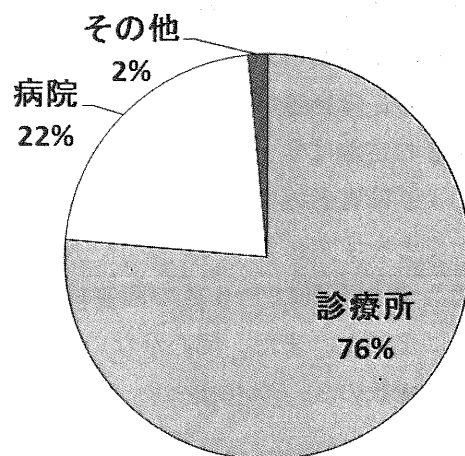


図2 質問2 主たる診療科 (人)

回答総数 127

内科 58
外科 8
小児科 8
眼科 8
耳鼻咽喉科 8
産婦人科各 7
整形外科 6
皮膚科 6
精神科 4
泌尿器科 3
神経内科 2
脳神経外科 2
総合診療科 2
リハビリテーション科 2
形成外科 1
麻酔科 1
予防医療 1
その他 1

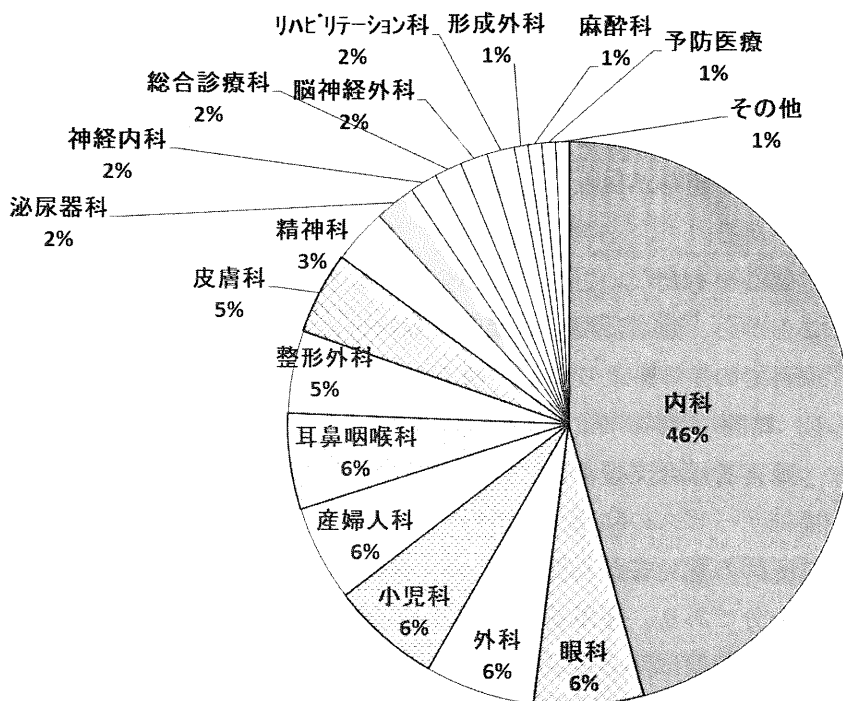


図3 質問3 障害者総合支援法により、難病等の患者が障害者の定義に含まれることになり、医師の意見書等により障害者福祉サービスが利用できるようになったことを知っているか（人）

回答総数 127

知っている 26
知らない 101

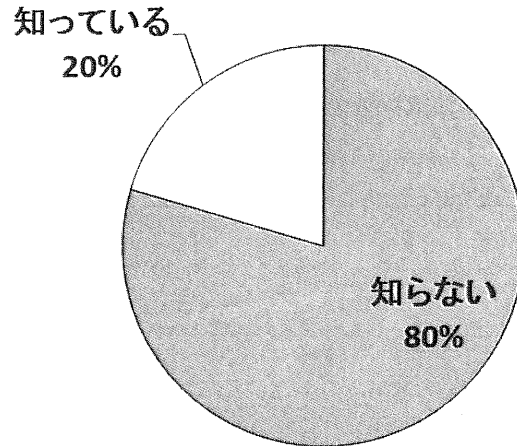


図4 質問4 （質問3. で「知っている」と回答いただいた方への質問）

実際に障害福祉サービス等の申請のための意見書を書いたことがあるか（人）

回答総数 26

ある 15
ない 11

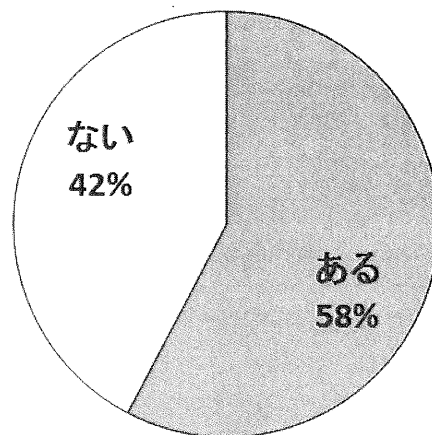
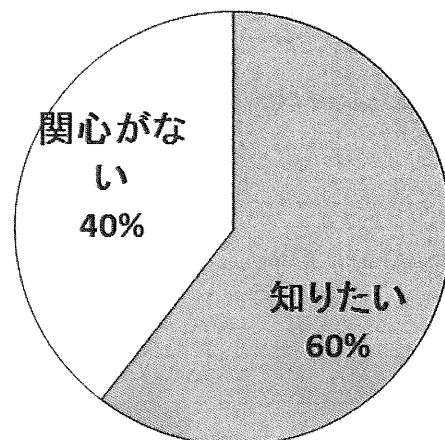


図5 質問5 （質問3. で「知らない」と回答いただいた方への質問）

今後、この制度の具体的な内容を知りたいと考えるか（人）

回答総数 101

知りたい 61
関心がない 40





国立障害者リハビリテーションセンター

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

TEL:03-3588-3101 (代) 内線3015 FAX:03-3588-3125

障害福祉サービス課第2課第2室

TEL:03-3588-3101

貴機関に、本チラシを発送のこととお喜び申し上げます。

平成28年1月に施行された障害者総合支援法において、障害のある人が福祉サービス等の利用対象となり、今後利用が増大するとともに有効利用のあり方を検討することが重要になると予想されます。

このことを踏まえ、厚生労働省の意向のもと、厚生労働科学研究費補助金「障害のある人の福祉サービス等利用による就労支援に関する研究」を開始いたしました。

この研究は、障害者福祉サービス **III. 資料** 障害のある人の利用が増大するために必要な地域連携のあり方と支援手法を検討することを目的として、障害のある方の支援ニーズの調査とともに支援する側の意識調査を行ないたいと考えています。

この研究の一環として、現時点での現用期間における障害のある人の利用実態を把握することも含せて調査を行わせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

※この研究の趣旨とは、平成28年1月に施行された障害者総合支援法における障害者福祉サービス等の対象となる障害者に限らずとも含みます。

「障害のある人の福祉サービス活用による就労支援に関する研究」研究班

代表 鈴木 玲子(研究代表者)

中山 美久

中島 八千代

〈本調査に対するお問い合わせ先〉

国立障害者リハビリテーションセンター 第2課

福祉研究開発部

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

TEL:03-3588-3101 (内線3015)

FAX:03-3588-3125

担当: 佐藤 美由紀



国立障害者リハビリテーションセンター

〒359-8555

埼玉県所沢市並木4丁目1番地 TEL: 04 (2995) 3100 (代) 内線3026 FAX: 04 (2995) 0355

障害福祉サービス事業所 各位

拝啓

皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、難病のある人が障害福祉サービスの利用対象となり、今後利用が増大するとともに有効利用のあり方を検討することが重要になると予想されます。

このことを踏まえ、厚生労働省の意向のもと、厚生労働科学研究費補助金「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究」を開始いたしました。

この研究は、就労系福祉サービス機関において難病のある人の利用が拡大するために必要な地域連携のあり方と支援手法を検討することを目的として、難病のある方の支援ニーズの調査とともに支援する側の基礎調査を行ないたいと考えています。

この研究の一環として、現時点での関係機関における難病のある人の利用実態を把握することも合わせて調査を行わせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

敬具

*ここでいう難病とは、平成25年4月に施行された障害者総合支援法に定める難治性疾患克服研究事業の対象130疾患及び関節リウマチをさします。

「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究」研究班

深津 玲子(研究代表者)

糸山 泰人

中島 八十一

<<本調査に対するお問い合わせ先>>

国立障害者リハビリテーションセンター 病院

臨床研究開発部

埼玉県所沢市並木4丁目1番地

Tel: 04-2995-3100 (内線 3026)

メール: nanbyo@rehab.go.jp

担当: 亀澤・佐久間

平成25年12月

厚生労働省 社会局
障害保健福祉部 障害福祉課

障害福祉サービス事業所 各位

拝啓

皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、難病のある人が障害福祉サービスの利用対象となりました。

今後利用の増大が予想されるとともに、利用者、事業者双方に有効な利用のあり方を検討することが重要になります。

このことを踏まえ、厚生労働科学研究費補助金「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究」の一環として、利用現状の調査を行うことといたしました。事業所各位におかれましては、趣旨をご理解の上、調査にご協力をお願い致します。

敬具

<<本調査に対するお問い合わせ先>>

国立障害者リハビリテーションセンター 病院

臨床研究開発部

埼玉県所沢市並木4丁目1番地

Tel:04-2995-3100 (内線 3026)

メール: nanbyo@rehab.go.jp

担当: 亀澤・佐久間

難病について

難病とは、一般に病気の原因が不明であり治療法が確定していなく後遺症で悩む疾患であり、総合支援法では難治性疾患克服研究事業対象の130疾患*及び関節リウマチが対象となっています。難病の患者様の多くは、服薬、通院等続けながら日常の自己管理を行うことで、病気と共存した生活を送ることが可能になってきています。多くの患者様が長期にわたる治療を必要とするため、生涯にわたり療養と社会生活を支える総合的支援の整備が必要です。

難病の特徴として、疾患によって主な障害以外に他の障害が重複することがあることや、機能障害は固定せずに数年以上かけて症状が進行したり、体調や服薬の状況によって症状が変動したりすることがあります。将来的に機能障害が進行する可能性があっても、合併症は予防できる場合もあります。多くの難病患者様では、機能障害としてはとらえにくい、疲れやすさ、痛み（関節の痛み、腹痛等）等がみられ、これらが日常生活や職業生活に影響を及ぼすことがあります。このように病気の状態や症状、治療効果の見通しは、個人によって異なるため、個々の症状に応じた、通院や休憩等への理解・配慮が必要です。

*裏面の130疾患一覧をご参照ください。

難病130疾患一覧(五十音順)

番号	疾患名	番号	疾患名	番号	疾患名	番号	疾患名
あ		23	ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病(GSS)	92	成人ステイル病	116	膿疱性乾癬
60	IgA腎症	44	原発性アルドステロン症	15	脊髄空洞症	は	
25	亜急性硬化性全脳炎(SSPE)	70	原発性高脂血症	1	脊髄小脳変性症	16	パーキンソン病
98	悪性関節リウマチ	127	原発性側索硬化症	13	脊髄性筋萎縮症	94	バージャー病(ビュルガー病)
87	アミロイドーシス	77	原発性胆汁性肝硬変	29	前縦靭帯骨化症	109	肺動脈性肺高血圧症
97	アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーグ・ストラウス症候群)	104	原発性免疫不全症候群	19	線条体黒質変性症	108	肺動脈低換気症候群
96	ウェゲナー肉芽腫症	103	硬化性萎縮性苔癬	89	全身性エリテマトーデス(SLE)	81	パッド・キアリ症候群
129	HTLV-1関連脊髄症(HAM)	102	好酸球性筋膜炎	126	先端巨大症	17	ハンチントン病
42	ADH分泌異常症	27	後縦靭帯骨化症	130	先天性魚鱗癬様紅皮症	40	PRL分泌異常症
か		52	甲状腺ホルモン不応症	99	側頭動脈炎	64	肥大型心筋症
28	黄色靭帯骨化症	66	拘束型心筋症	た		50	ビタミンD受容機構異常症
74	潰瘍性大腸炎	30	広範脊柱管狭窄症	118	大脳皮質基底核変性症	73	びまん性汎細気管支炎
124	下垂体機能低下症	100	抗リン脂質抗体症候群	93	高安動脈炎(大動脈炎症候群)	107	肥満低換気症候群
69	家族性突然死症候群(QT延長症候群)	56	骨髄線維症	10	多巣性運動ニューロパチー(ルイス・サムナー症候群)	115	表皮水疱症
34	加齢黄斑変性	41	ゴナドトロピン分泌異常症	90	多発性筋炎・皮膚筋炎	68	ファブリー病
80	肝外門脈閉塞症	111	混合性結合組織病	5	多発性硬化症	8	フィッシャー症候群
82	肝内結石症	さ		63	多発性嚢胞腎	55	不応性貧血(骨髄異形成症候群)
83	肝内胆管障害(原発性硬化性胆管炎等)	53	再生不良性貧血	11	単クローン抗体を伴う末梢神経炎(クロウ・フカセ症候群)	47	副腎酵素欠損症
45	偽性低アルドステロン症	72	サルコイドーシス	24	致死性家族性不眠症(FFI)	48	副腎低形成(アジソン病)
49	偽性副甲状腺機能低下症	91	シェーグレン症候群	39	遅発性内リンパ水腫	88	ベーチェット病
14	球脊髄性筋萎縮症	122	色素性乾皮症(XP)	43	中枢性摂食異常症	20	ペルオキシソーム病
61	急速進行性糸球体腎炎	76	自己免疫性肝炎	51	TSH受容体異常症	ま	
101	強皮症	2	シャイ・ドレーガー症候群	117	天疱瘡	9	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
7	ギラン・バレー症候群	105	若年性肺気腫	65	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	110	慢性血栓性肺高血圧症
12	筋萎縮性側索硬化症(ALS)	85	重症急性膵炎	71	特発性間質性肺炎	86	慢性膵炎
125	クッシング病	6	重症筋無力症	59	特発性血小板減少性紫斑病	67	ミトコンドリア病
46	グルココルチコイド抵抗症	119	重症多形滲出性紅斑(急性期)	57	特発性血栓症	38	メニエール病
22	クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)	112	神経線維腫症I型(レックリングハウゼン病)	32	特発性ステロイド性骨壊死症	33	網膜色素変性症
75	クローン病	113	神経線維腫症II型	31	特発性大腿骨頭壊死症	3	モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)
78	劇症肝炎	18	進行性核上性麻痺	79	特発性門脈圧亢進症	や	
114	結節性硬化症(プリングル病)	121	進行性骨化性線維異形成症(FOP)	37	特発性両側性感音難聴	128	有棘赤血球を伴う舞蹈病
95	結節性動脈周囲炎(1)結節性多発動脈炎(2)顕微鏡的多発血管炎	26	進行性多巣性白質脳症(PML)	36	突発性難聴	54	溶血性貧血(自己免疫性溶血性貧血・発作性夜間血色素尿症)
58	血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)	84	膵嚢胞線維症	な		ら	
		123	スモン	35	難治性視神経症	21	ライゾゾーム病
		4	正常圧水頭症	62	難治性ネフローゼ症候群	106	ランゲルハンス細胞組織球症
						120	リンパ管筋腫症(LAM)

就労移行支援事業所用

難病のある人の全国の就労系福祉サービスの利用実態調査

<本調査へのご協力のお願い>

本調査は、全国の就労系福祉サービス機関（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所）において難病のある人の受け入れ状況を把握することを目的としています。

一事業所につき一通（ただし、一事業所で複数の事業を展開している場合は事業毎に各一通）でご回答頂き、同封の返信用封筒にて、平成 25 年 12 月 31 日までにご投函ください（切手は不要です）。

なおここでいう難病とは同封の難病一覧表 130 疾患と関節リウマチを指します。

研究代表者：国立障害者リハビリテーションセンター 病院
臨床研究開発部長 深津 玲子

<<本調査に対するお問い合わせ先>>

国立障害者リハビリテーションセンター 病院
臨床研究開発部
埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地
Tel: 04-2995-3100 (内線 3026)
メール: nanbyo@rehab.go.jp
担当: 亀澤・佐久間

以下、設問にお答えください。

記入日： 年 月 日

(フリガナ)

事業所名称：

事業所番号 (10 ケタのもの)：

事業所番号がご不明な場合は、以下の枠内の項目をご記入ください

指定機関：(記入例：埼玉県)

法人種別 (該当するものに○をつけてください)：

1. 社会福祉法人 2. NPO 法人 3. 一般(財)法人 4. 企業 5. 自治体
6. 事業団 7. その他 ()

事業所所在地：

電話番号：

FAX 番号：

メールアドレス：

主たる対象者 (該当するものに○をつけてください。複数回答可能)：

1. 身体障害 (1-1. 肢体不自由 1-2. 視覚障害 1-3. 聴覚障害 1-4. 内部障害)
2. 知的障害 3. 精神障害 4. 発達障害
5. 難病 (平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法に定める 130 疾患および関節リウマチをさします)

利用定員：

事業開始年月日：

以下の設問は、現在、難病のある人を受け入れている事業所の方へお伺いいたします。

問9—13. 同封した難病130疾患一覧表をご覧頂き、現在貴事業所を利用中である難病のある人の疾患番号と
そのかたの利用状況についてお答えください。関節リウマチの疾患番号は0を記入してください。

	問9	問10	問11	問12	問13
利用者	疾患番号	障害者手帳 0. なし 1. 身体 2. 知的 3. 精神	平均利用日数 (日/月) 小数点以下 四捨五入	平均利用時間 (時間/日) 小数点以下 四捨五入	主な訓練内容 下記の選択肢*より選択 (複数回答可)
例	88	1	20	6	19
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

*問13. 主に行っている代表的な訓練内容は何ですか。(選択し上記表に記入。複数回答可能)

1. 一般事務 2. 電話交換等の受付業務 3. 農業・畜産 4. クリーニング 5. 販売 6. 清掃
7. 飲食店・喫茶 8. 介護 9. 配達 10. シュレッダー 11. リサイクル 12. 軽作業
13. パソコンなど情報関連 14. 印刷 15. 製造 16. 食品加工 17. 木工 18. 縫製
19. 鍼灸 20. その他 ()

問14. 難病のある人に対して貴事業所でその疾患ゆえに配慮をしていますか。

1. 有	2. 無
------	------

問15. 問14で有りとお答えしたかたにお聞きします。その配慮とはどのようなものですか。また今後改善したいと思っていることはありますか。下記の選択肢より選択し番号をお答えください。(複数回答可)

問15-1. 現在、行っている配慮	問15-2. 今後さらに改善したいこと

1. 作業時間について 2. 作業場所について 3. 作業内容について 4. 休憩について
5. 通院について 6. 作業の進め方について 7. コミュニケーションについて
8. その他 ()

これで終了となります。同封の封筒に入れご返送ください。
ご協力ありがとうございました。

就労継続A型事業所用

難病のある人の全国の就労系福祉サービスの利用実態調査

<本調査へのご協力のお願い>

本調査は、全国の就労系福祉サービス機関（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所）において難病のある人の受け入れ状況を把握することを目的としています。

一事業所につき一通（ただし、一事業所で複数の事業を展開している場合は事業毎に各一通）でご回答頂き、同封の返信用封筒にて、平成25年12月31日までにご投函ください（切手は不要です）。

なおここでいう難病とは同封の難病一覧表130疾患と関節リウマチを指します。

研究代表者：国立障害者リハビリテーションセンター 病院
臨床研究開発部長 深津 玲子

<<本調査に対するお問い合わせ先>>

国立障害者リハビリテーションセンター 病院
臨床研究開発部
埼玉県所沢市並木4丁目1番地
Tel:04-2995-3100（内線3026）
メール：nanbyo@rehab.go.jp
担当：亀澤・佐久間

以下、設問にお答えください。

記入日： 年 月 日

(フリガナ)

事業所名称：

事業所番号（10ケタのもの）：

事業所番号がご不明な場合は、以下の枠内の項目をご記入ください

指定機関：（記入例：埼玉県）

法人種別（該当するものに○をつけてください）：

1. 社会福祉法人 2. NPO法人 3. 一般（財）法人 4. 企業 5. 自治体
6. 事業団 7. その他（ ）

事業所所在地：

電話番号：

FAX 番号：

メールアドレス：

主たる対象者（該当するものに○をつけてください。複数回答可能）：

1. 身体障害（1-1. 肢体不自由 1-2. 視覚障害 1-3. 聴覚障害 1-4. 内部障害）
2. 知的障害 3. 精神障害 4. 発達障害
5. 難病（平成25年4月に施行された障害者総合支援法に定める130疾患および関節リウマチをさします）

利用定員：

事業開始年月日：

以下の質問について、該当するものに○をつけてください。

はじめに、難病のある人（診断書または障害者手帳を取得している方）についてお尋ねします。

問1. 現在、難病のある人が貴事業所を利用していますか。

1. 利用している	2. 利用していない
-----------	------------

問2. 問1で「利用していない」とお答えした方にお伺いします。その理由は何ですか。（複数回答可）

1. 利用相談がないため
2. 利用相談はあるが、医療ケアの頻度が高く、現時点では貴事業所では困難と判断したため。
3. 利用相談はあるが、本人の希望する人的・設備的体制が、現時点では無いため。 (例：看護師の付き添いが常時必要。痰の吸引が必要など。)
4. 利用相談はあるが、貴事業所の作業項目に、本人の希望する作業項目が無いため。
5. その他 ()

問3. 過去5年間～現在、難病のある人が貴施設を利用したことがありますか。

1. 利用したことがある	2. 利用したことがない
--------------	--------------

問4. 難病のある人が貴施設を利用する場合に入手したい情報は何か。（複数回答可）

1. 主治医の意見書
2. 自己管理：本人が自分の体調のどんなところを注意しなくてはならないか。
3. 安全上制限すべき作業や業務の有無：施設が注意しなければならない疾患特有の注意事項。
4. その他 ()

以下は、貴事業所が提供するサービス全般についてお尋ねします。

問5. 現在送迎サービスはありますか。また送迎サービスを利用する場合は有料かどうかお答えください。

1. 有（有料： 円/月 ・ 無料）	2. 無
--------------------	------

問6. 事業所へのアクセスは公共交通機関が利用できますか。また利用可能な場合は最寄の停留所・駅まで徒歩でどのくらいですか。

1. 有（バス・電車の駅から徒歩で 分ほど）	2. 無
------------------------	------

問7. 事業所の建物内は、車椅子での利用が可能ですか。

1. 可能	2. 困難
-------	-------

問8. 事業所の設備・機器（ドアノブ、机など）は誰もが使用しやすいユニバーサルデザインになっていますか。

1. はい	2. いいえ
-------	--------

問1で、利用していると回答された方は、次ページへお進みください。
その他の方は、ここで終了です。同封の封筒に入れご返送ください。
ご協力、ありがとうございました。